

公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市おでかけ IC カード一斉更新関係業務委託

(2) 目的及び概要

本市では、高齢者及び障がい者の外出及び社会参加を支援するため、公共交通運賃の一部を助成する「おでかけ IC カード制度」を実施している。今般、熊本市交通局を含む関係交通事業者において、タッチ決済対応カード又は当該カードを設定したスマートフォン等を利用する新たな「共通定期券」が導入されることを契機として、おでかけ IC カード制度についても、現在の利用者負担割合を維持しつつ、その仕組みを活用した新たな制度へ移行する予定である。

本業務は、現行のおでかけ IC カード保有者を含む制度対象者に対し、新制度の内容、移行スケジュール及び必要な手続等を段階的かつ分かりやすく周知するとともに、相談対応や手続支援など、制度移行に必要な支援を一体的に実施するものである。

また、一般の公共交通利用者を対象とする共通定期券については、熊本市交通局が使用する広報・周知媒体の制作及び印刷等のみを本業務の対象とし、申請受付、登録、相談対応、コールセンター、説明会、窓口支援その他の運営業務は対象外とする。

なお、本業務の内容は、次のとおりとする。

- ア 事務局運営業務
- イ 広報・周知業務
- ウ 個別通知・発送管理業務
- エ コールセンター業務
- オ 説明会・アウトリーチ支援業務
- カ 特設窓口・巡回型特設窓口業務
- キ 申請受付・審査・承認・登録業務
- ク 実績集計・分析及び改善提案業務

※詳細は基本仕様書による。

(3) 履行場所

熊本市が指定する施設、受託者が確保するコールセンター、オンライン申請の承認作業場所その他本業務の履行に必要な場所

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

※事業の準備、実施、精算、報告を含む。

(5) 提案上限額

提案上限額は、273,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

・令和8年度上限額 89,100千円

・令和9年度上限額 184,600千円

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課

電話 096-328-2963（直通）

ファックス 096-327-0855

メールアドレス koreifukushi@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内 容	日 程
参加表明書、仕様書等の交付期限	令和8年10月9日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年10月9日（金）午後5時
参加資格審査通知	令和8年10月13日（火）発送予定
質問書提出期限	令和8年10月19日（月）午後5時
質問書回答期限	令和8年10月23日（金）
技術提案書の提出期限	令和8年10月29日（木）午後5時
ヒアリング審査	令和8年11月4日（水）予定
選定結果通知	令和8年11月上旬発送予定
契約締結	令和8年11月下旬まで（予定）

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、

熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注し、令和4年度（2022年度）以降に履行を完了した契約金額1億円以上の同種業務の実績を有すること。
同種業務とは、窓口運営、コールセンター運営、申請受付処理、通知発送及び広報・周知業務のうち、複数の業務を一体的に実施するBPO業務、事務局運営業務その他これらに類する業務をいう。
- (11) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISO/IEC 27001の認証を取得していること。
- (12) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

公告の日から令和8年（2026年）10月9日（金）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年（2026年）10月9日（金）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 同種業務実績調書（様式第3号）

(エ) 同種業務の実績を証する契約書等の写し（必須）

同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（発注者の証明等）で併せて補完すること。

(オ) 「プライバシーマーク」又は「ISMS」の認証を証する書面の写し

イ 提出期限

令和8年（2026年）10月9日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）10月9日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信

確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第7号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信

を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）9月28日（月）から令和8年（2026年）10月19日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）10月23日（金）までに開始し、令和8年（2026年）10月29日（木）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・片面とする。図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

ア 技術提案書提出書（様式第4号）

イ 業務の実施体制（様式第5号）

ウ 業務実績書（様式第6号）

- ・同種又は類似業務実績について、契約書の写し又はこれに代わる書類（納品書、発注者が発行した履行証明書等）の写し及び仕様書の写しを添付すること。

エ 技術提案書

- ・作成にあたっては、「熊本市おでかけ IC カード一斉更新関係業務

委託 受託候補者選定審査会審査基準」に記載する「審査項目」を確認し、それぞれの項目に関わる記述を盛り込むこと。

- ・技術提案書の見出しに審査項目の名称又は番号を付すなど、各提案内容がどの審査項目に対応するか明確に分かる構成とすること。

オ 概算見積書及び内訳書

- ・概算見積書については、基本仕様書「2 業務内容」(1)から(8)の各号に対する積算額を提示すること。

カ 工程表

キ 新おでかけ制度に係るキービジュアルのデザイン案（1種以上）

ク 第1回個別通知の同封物リスト案及び制度案内チラシのデザイン案

(2) 提出期限

令和8年（2026年）10月29日（木）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）10月29日（木）まで必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出部数

(1)アは正本1部とする。(1) イ〜クは正本1部、副本8部とする。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.1 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年（2026年）11月4日（水）

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎

※実施場所の詳細・時間・出席者は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

(4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目に対して実施

するものである。

- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出済みの提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市おでかけ IC カード一斉更新関係業務委託受託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「熊本市おでかけ IC カード一斉更新関係業務委託受託候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本市おでかけ IC カード一斉更新関係業務委託 受託候補者選定審査会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を受託候補者、次点の者を次点者として決定する。ただし、全委員の採点結果の合計点が、全委員の配点合計の6割に満たない者は、受託候補者及び次点者として選定しない。また、最高得点者が複数ある場合は、審査項目のうち、「業務実施計画評価（技術点）」に係る全委員の合計点が最も高い者を上位とする。この場合において、当該合計点も同点であるときは、見積価格が最も低い者を上位とし、見積価格も同額であるときは、くじにより順位を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

受託候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、受託候補者の商号又は名称のみ表示）

(2) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 4 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 受託候補者とならなかった者は、受託候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して受託候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、受託候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、受託候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 受託候補者と協議が調わなかった場合は、次点者を新たな受託候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該次点者の提案内容の取扱いについても1 5 (1)と同様とする。
- (3) 受託候補者と協議が調った場合は、受託候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 6 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4 (1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

1 7 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号）第２２条の定めるところにより、受託候補者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 受託候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、２の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、受託候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、受託候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から受託候補者決定までの間に、参加資

格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

- (6) 受託候補者の決定後契約締結までの間に、受託候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。